

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づく立入調査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第22条に基づく公安委員会の要請並びに第24条第2項及び第3項に基づき実施する立入調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会の要請)

第2条 条例第22条に規定する要請は、措置要請書（別記様式第1号）により行うものとする。

(立入調査を行う警察職員)

第3条 条例第24条第2項に規定する公安委員会規則で定める警察職員は、刑事部組織犯罪対策第一課及び警察署の職員とする。

(証明書)

第4条 条例第24条第3項に規定する公安委員会規則で定める身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式第2号）のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

新潟県知事 殿

新潟県公安委員会 

措置要請書

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号）第22条の規定により、次のとおり必要な措置を要請します。

要請する必要な措置	
措置の内容	
要請理由 （事案概要等）	
備考	

別記様式第2号（第4条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属 階 級 氏 名
上記の者は、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第24条第2項の規定により立入調査をする警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
新潟県公安委員会 印	

5.4

8.6

（裏）

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第24条 略

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、基準該当製品等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査を行う者は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定める身分を示す証明書を携行し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第29条 第24条第1項若しくは第2項の規定による立入調査若しくは同条第1項の規定による収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第26条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

注 図示の長さの単位は、センチメートルとする。